

令和 8 年度第 1 回静岡市環境審議会 議事録

【日 時】 令和 8 年 5 月 27 日（水）14:30～15:30

【場 所】 静岡市役所本館 3 階 第 3 委員会室 （葵区追手町 5 番 1 号）

【出席者】

＜静岡市環境審議会委員＞

内田委員、加藤委員、木村委員、小杉山委員、田中委員、久保田委員、宗野委員、八木委員、太田良委員

＜静岡市＞（事務局：GX 推進課）

大村環境局長、浪越環境局次長、織部環境政策監、エコパーク推進担当課長
（環境共生課 南條）

【議 題】

（1）「（仮称）静岡市におけるヤマトイワナの保全に関する条例」の制定について（諮問）

【内 容】

1. 開会・挨拶・諮問

●事務局：定刻となったため開催を宣言。新任委員（阿部宏樹様、当日は欠席）の紹介を行い、委員 15 名中 9 名が出席し、定足数を満たしていることを報告した。

●大村環境局長：南アルプスがユネスコエコパークに登録されて 10 年が経過したことに触れ、次の 10 年は「ネイチャーポジティブ」の実現を目指すと述べた。その一環として、深刻な状態にある純系のヤマトイワナを次世代に継承するため、保全条例の制定について諮問した。

2. 議事(1)「（仮称）静岡市におけるヤマトイワナの保全に関する条例」の制定について（諮問）

●説明者（エコパーク推進担当課長）：資料に基づき、条例案の背景と内容を説明。

●背景：大井川水系のヤマトイワナは、昭和 50 年頃からのニッコウイワナの放流により交雑が進み、絶滅の危機（絶滅危惧 IA 類）に瀕している。

●**内容：**市長が指定する「保全する区域」において、無許可の立ち入り、ニッコウイワナ等の放流、ヤマトイワナの捕獲・殺傷、譲渡や譲受けを禁止する。学術研究等の許可制、違反者への措置命令および罰則(過料)も規定する。

●**予定：**7月にパブリックコメントを実施し、令和9年4月の施行を目指す。

3. 質疑応答・意見交換

●**小杉山委員：**絶滅危惧種の保全には、現状維持だけでなく「個体数を増やす」「分布を広げる」といった「回復」の視点が必要ではないかと指摘。条例にも「回復」という考え方を盛り込むべきと提案した。

●**回答：**現在実施しているゲノム分析の結果を踏まえ、区域設定や回復の可能性について慎重に検討したい。

●**加藤委員：**保全エリアにニッコウイワナがいないことをどう確認するのか質問。

●**回答：**274 個体の分析結果等に基づきエリアを特定し、指定後もモニタリングを継続してエリアの純粋性を確保する。

●**内田委員：**気候変動による水温上昇等の環境要因も考慮して区域を設定すべきと発言。

●**回答：**要因を考慮しつつエリアを特定し、一度決めたら固定するのではなく、常に状況を見て見直していく。

●**宗野委員：**魚の遡上を防ぐ「構造物」を新たに作ることによる弊害はないか質問。

●**回答：**新設による影響は承知している。まずは既存の滝や構造物を活用することを考えており、地権者の意見も聞きながら進める。

●**八木委員：**なぜヤマトイワナが減ったのか、放流は何のためだったのか質問。また、釣り人との共生や、ただ禁止するだけではない「自然との共生」の方向性について質問した。

●**回答：**過去の放流は釣り目的等が主だった。この条例は全ての釣りを否定するものではなく、純系が残る特定のエリアを厳格に守るためのもの。釣り人にも理解を広めていきたい。

●**田中委員：**生息地を詳細に可視化・公表することで、逆に密猟等に狙われるリスクはなにか懸念を表明。バランスを考えた区域設定を求めた。

●**回答：**指摘の通り、見せ方や指定の方法については慎重に検討する。

●**太田良委員：**水温や餌など、環境面の調査も行っているか。また、魚のサイズについても質問。

●**回答：**ヤマトイワナは冷水を好むため上流域が中心となる。成魚は20～30cm程度である。採取時には環境データも併せて確認している。

●**小杉山委員：**河川だけでなく、餌となる昆虫を育む周囲の森林を含めた保全も検討すべきではないかと提案。

●**回答：**水際から一定の距離を含めて守るべきという意見は有識者からも出ている。非常に参考になる意見として検討したい。

●**木村会長：**釣りとかに関係なく、立入禁止という条例に見受けられる。例えば、登山客や、沢登りをするような人など、魚を捕る目的ではなく、川に入る人が中にはいる。関係者等の意見を伺った方がいいと提案。

●**回答：**立入禁止は、保全区域をどのように設定するのかにもよると思う。関係者等の意見を伺いながら検討する。

●**小杉山委員：**イワナの生息場所となっている巨石の裏や岩の間のような隙間を維持するための対応が必要。豪雨により土砂で埋まるようなことも今後起こり得るのではと考えられるので、環境構造がなくなることがないか注意してもらいたい。

- 回答:**検討する。

- 田中委員:**魚を傷つけない「環境 DNA」によるモニタリングは可能か質問。

- 回答:**環境 DNA による調査は可能であり、現在も活用している。今後のモニタリングにおいても主要な手法として考えている。

4. 閉会

- 木村会長:** 委員の意見が出尽くしたことを確認し、審議を終了。進行を事務局へ戻した。

- 事務局:** 次回の審議会を 8 月 24 日に予定しており、今回の答申案の審議や環境計画の進捗報告を行うことを案内し、閉会した。